

## 磁気共鳴専門技術者資格認定細則

### 1. 目的

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構運営規約第5条に基づき日本磁気共鳴専門技術者を取得するための資格認定に関することを定める。

### 2. 適用範囲

この細則は、認定試験を受験するための資格条件である学術成果、装置の精度管理、安全管理について、および認定試験に関することに適用する。

### 3. 申請資格

#### (1) 構成団体への在籍

構成7団体のいずれかに在籍して2年以上を経過した者。

#### (2) MR操作経験

経験年数については不問。

#### (3) 学術成果

MRに関する学術研究発表を3回以上、もしくは日本学術会議に登録された学会または関連学術団体への投稿論文1編以上を有すること。

学術研究発表は、日本放射線技術学会の地方部会学術大会、日本放射線技師会の地域放射線技師学術大会、日本臨床衛生検査技師会の地方会または地区学会、日本医学放射線学会の地方会以上とする。

ただし、日本放射線技師会の会員については、技師格認定制度のアドバンスド放射線技師取得の必須科目のうち、医療安全学、救急医療学、医療社会倫理学の3科目の単位を取得し、臨床技術能力検定MRI検査（旧技能検定MRI検定3級）の認定者であれば同等とみなす。ただし、申込時に有効期限が切れている者は申請できない。

#### (4) 装置の精度管理

機構が提示した装置の精度管理に関する性能評価を行った測定データを添える。

#### (5) 施設の安全管理

被検者ならびにスタッフのための施設が備えている安全管理マニュアルを添える。

#### (6) 安全管理講習会

認定試験を受けようとする者は、本機構が主催する安全管理講習会を受講しなければならない。

#### (7) 再受験者

再受験者は受験時の受講票の証明によって、上記(3)(4)(5)を免除する。

### 4. 認定試験受験資格

申請資格を満たし、所定の認定試験料を支払った者に受験資格を与える。

受験資格を得た後に認定試験を欠席した者は、次回申請時は再受験者として扱う。

## 5. 資格認定授与

認定試験にて基準得点を超えると評価された者を認定する。

## 6. 認定費用

書類審査申請料：3000 円

安全管理講習会受講料および認定試験受験料：7000 円

日本磁気共鳴専門技術者認定料（登録料）：10000 円

## 7. 付則

この細則は、日本磁気共鳴専門技術者認定機構理事会の議決によって改定できる。

[ 2005 年 8 月 3 日制定 ]

[ 2012 年 3 月 9 日改定 ]